

平成 15 年 7 月 31 日公表済

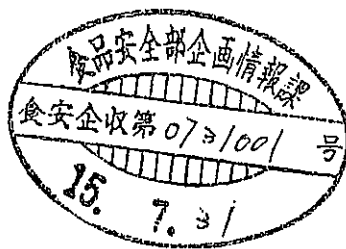
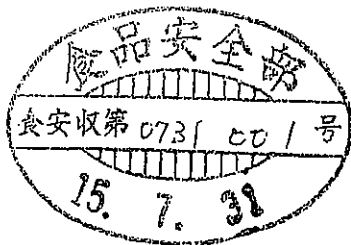
「食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号)」の一部改正(食品添加物 (アセスルファムカリウム) の使用基準改正)について寄せられた御意見等について

1. 募集期間

平成 15 年 4 月 21 日～平成 15 年 5 月 20 日

2. 提出された意見数

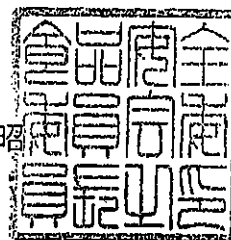
なし



府食第 34 号
平成 15 年 7 月 31 日

厚生労働大臣
坂口 力 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



厚生労働省発食安第 0701016 号におけるステアリン酸マグネシウム及びリン酸三マグネシウムに係る食品健康影響評価の結果の通知について

厚生労働省発食安第 0701016 号 (平成 15 年 7 月 1 日付) で貴省より当委員会に対し意見を求められたステアリン酸マグネシウム及びリン酸三マグネシウムに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

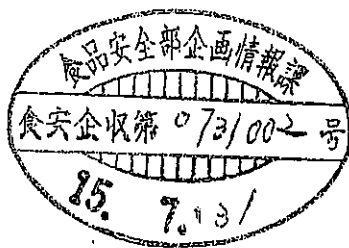
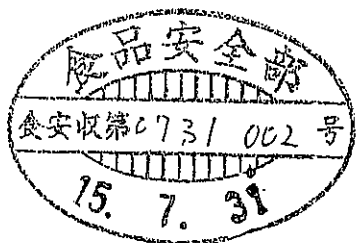
なお、本件の調査審議の過程において、別添の意見を併せて伝えるべきとされたので申し添えます。

記

ステアリン酸マグネシウムについて薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「ADI を設定する必要はないものとする」との評価の結果、及びリン酸三マグネシウムについて薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「安全性の懸念は少ないと考えられる」との評価の結果は、当委員会として妥当と考える。

(別添)

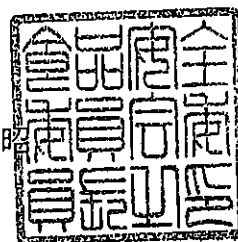
栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである。



府食第35号
平成15年7月31日

厚生労働大臣
坂口 力 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



厚生労働省発食安第0701017号における酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムに係る食品健康影響評価の結果の通知について

厚生労働省発食安第0701017号（平成15年7月1日付）で貴省より当委員会に対し意見を求められた酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

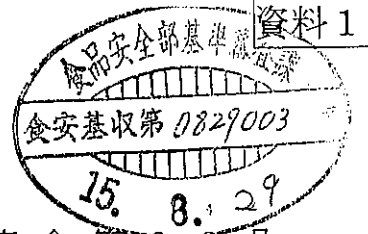
なお、本件の調査審議の過程において、別添の意見を併せて伝えるべきとされたので申し添えます。

記

酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムについて薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性は他のマグネシウム塩と同程度であると考えた」との評価の結果は、当委員会として妥当と考える。

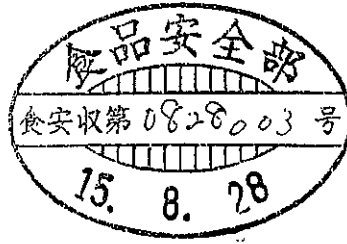
(別添)

栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取することがないように、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである。



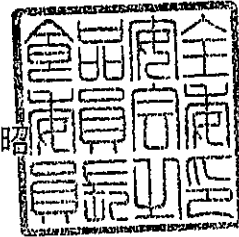
資料 1-8

府食第 6-9 号
平成 15 年 8 月 28 日



厚生労働大臣
坂口 力 殿

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭



厚生労働省発食安第 0701017 号におけるアセスルフアムカリウムに係る食品健康影響評価の結果の通知について

厚生労働省発食安第 0701017 号（平成 15 年 7 月 1 日付）で貴省より当委員会に対し意見を求められたアセスルフアムカリウムに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

記

アセスルフアムカリウムについて薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた一日摂取許容量（ADI）を 0～15mg/kg/日と設定するとの評価の結果は、当委員会として妥当と考える。